

「安平町墓地条例の一部改正（案）」の概要について

1 改正の背景・目的

- 少子高齢化や核家族化等により、承継も含めて墓の維持管理が困難な状況にある方や、平成30年北海道胆振東部地震による被害等により墓じまいをする方などが多く見受けられるようになり、お墓を取り巻く環境は厳しい状況にあります。
- 社会情勢や価値観の変化に伴い埋葬形式の多様化が進んでおり、選択肢のひとつとして、早来墓地及び追分墓地に複数の焼骨を合わせて埋蔵する「共同墓」の整備を行います。これに伴い、共同墓の所在地や名称、共同墓へ埋蔵する使用条件等を定めるため、「安平町墓地条例の一部改正（案）」を行うものであります。

2 墓地条例の一部改正（案）の概要

(1) 名称及び位置（条例第2条第2項）

名称	位置
早来共同墓	早来墓地内（安平町早来栄町164番地21他）
追分共同墓	追分墓地内（安平町追分青葉1丁目165番地）

※各共同墓それぞれ約650体分埋蔵できる規模です。

(2) 使用者の資格（条例第4条第2項）

- (1)安平町に住所又は本籍を有しているもの
- (2)安平町に住所及び本籍を有しない者で、安平町内に住所又は本籍を有したことがある死亡者の焼骨を埋蔵しようとするもの
- (3)安平町内の墓地に埋蔵されている焼骨を共同墓に改葬しようとするもの（現に使用許可を受けている墓地を返還するもの）

(3) 使用料（条例第9条第2項・第3項・第4項）

ア. 共同墓使用料

申請者区分	共同墓使用料	
町内者	焼骨1体	30,000円
	焼骨2体以上5体まで	50,000円
町外者	焼骨1体	50,000円
	焼骨2体以上5体まで	80,000円

※申請者が焼骨6体以上申請する場合、6体目以降は焼骨1体につき1万円を加算します。

※設置費用や維持管理経費、納骨数等をもとに積算しています。また、積算にあたっては、お寺の納骨堂や、檀家離れ等に配慮した上で設定しています。

イ. 記名板使用料

埋蔵される方のお名前（生前の名前）を掲示する墓誌を設置します。お名前の掲示は希望者のみとなります。 希望される方は代表者1名分として、20,000円納付していただくこととします。

(4) その他事項

・焼骨等の不返還（条例第12条）

合葬するため、埋蔵後の焼骨の返還は不可（焼骨以外の副葬品等は埋蔵できません。）。

3 今後のスケジュール

日程	内容
令和3年7月20日～8月13日	パブリックコメントの実施
令和3年8月中	パブリックコメント結果の公表
令和3年9月定例会	安平町墓地条例一部の改正（案）議会提案
令和3年9月22日	共同墓建設工事工期末
令和3年10月5日（予定）	受付開始
令和3年10月下旬以降（予定）	供用開始